

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)

### ケーブルテレビによるデジタルアナ変換が終了します

デジタルアナ変換は、地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信するものです。デジタルアナ変換は、暫定的な措置であることから、平成27年3月までに終了します。終了までに次のいずれかの対応が必要で

- ・デジタル放送対応のテレビに買い替える
- ・デジタル放送対応のチューナーをアナログテレビに接続する
- ・ケーブルテレビに加入して専用チューナー(セットトップボックス)を接続する

【問合せ】総務省地デジコールセンター ☎ 0570・07・0101

4月1日(水)以降に新しいサイトで行った申請・届出の内容は、新しいサイト上で確認することとなります。

【③・④】(新しいサイト)のURL】 <http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/>



現在、電子申請サービスに登録している利用者情報は、4月1日(水)以降、申請を行うことができなくなります。

4月1日(水)以降に電子申請を行う場合は、再度利用者登録を行っていただく必要があります。4月1日(水)に開設するサイトで利用者登録を行ってください。

【問合せ】情報システム課 ☎ 551・1554

3月31日(火)までに申請・届出をした内容について、

4月30日(木)までであれば、次のサイト上で確認することができます。

5月1日(金)に次のサイトを閉鎖するため、それ以降に確認する必要がある場合は、4月30日(木)までに、結果通知書、添付文書の印刷等を行ってください。

【①・②】のURL】 <https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jpor-tal/tokyo/>

【③】4月1日以降の申請について

4月1日(水)以降は、新しい電子申請サービスのサイトから申請・届出を行うことができます。

【④】4月1日以降に行う申請・届出の内容確認について

4月1日(水)以降に新しいサイトで行った申請・届出の内容は、新しいサイト上で確認することとなります。

【③・④】(新しいサイト)のURL】 <http://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo/>

現在、電子申請サービスに登録している利用者情報は、4月1日(水)以降、申請を行うことができなくなります。

4月1日(水)以降に電子申請を行う場合は、再度利用者登録を行っていただく必要があります。4月1日(水)に開設するサイトで利用者登録を行ってください。

のみの方は申告の必要があります。)

〈住民税(市・都民税)の申告が必要な方〉

- ・前記の〈住民税(市・都民税)の申告が必要ない方〉に該当しない方
- ・給与所得がある方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がされていない場合(勤務先の給与担当者に確認してください)
- ※前年中に2か所以上から給与を受けている方は確定申告をしてください。
- ・非課税所得のみの方(遺族年金、障害年金、雇用(失業)保険受給者など)
- ・収入がなかった方で、扶養されていない、または扶養されていても扶養者が1月1日現在福生市外にお住まいの方

確定申告、住民税の申告に持参するもの(①～⑤は提出)

- ① 税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類(印鑑持参)
- ② 源泉徴収票や支払者の証明書など、平成26年中の収入が明らかになる資料
- ③ 年金を受給されている方は、厚生労働大臣(日本年金機構)等から送付されている平成26年分の公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- ④ 生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書
- ※医療費控除の方は「医療費の明細書」、医療費の領収書(封筒などに入れてお持ちください。後日必要になる方は、確定申告書を提出する際に税務署で提示いただくか、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び所要額の切手を貼り返送先を記入した返信用封筒を同封してください。)
- ⑤ 国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)
- ⑥ 社会保険の領収書(平成26年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
- ⑦ 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書
- ⑧ 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

確定申告に関する青梅税務署からのお知らせ

- ◆ 復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。個人の方は、平成25年～平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。
- ◆ 消費税及び地方消費税の確定申告の相談・確定申告書の提出の受付・納税は、3月31日(火)までです。

### 確定申告・住民税(市・都民税)の申告はお早めに!

#### ◎所得税及び復興特別所得税(国税)の確定申告

相談・受付日(土・日・祝日は除きます)	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 2日(月)～6日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟2階
② 9日(月)～13日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
③ 16日(月)～24日(火)	午前9時～10時30分、午後1時～3時			◎	
④ 25日(水)～27日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑤ 2日(月)～16日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

◎住民税(市・都民税)の申告

【受付日時】2月2日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)

※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く

【場所】市役所1階4番課税課

【注意事項】

- ◆ 給与・年金所得で確定申告する方は、①・④・⑤の相談・受付日、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は、②・③の相談・受付日をお勧めします。
- ◆ 事業・不動産所得等の方は、②・③の日にお越しください。
- ◆ 初年度の住宅借入金等特別税額控除に該当する方は、②・③の日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
- ◆ 次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
  - ・譲渡所得(土地・建物・株式等)や山林所得がある方※提出のみに限り、市の会場でも可能
  - ・事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
  - ・繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
  - ・消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
 ※収入がなかった方及び遺族年金受給者も住民税の申告が必要です。失業保険は、課税対象外になります。

【問合せ】《所得税及び復興特別所得税の確定申告》青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 《住民税(市・都民税)の申告》市役所課税課市民税係 ☎ 551・1610

#### ◎青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日	受付時間	場所
2日(月)・3日(火)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
4日(水)		羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
5日(木)・6日(金)		あきる野市中央公民館(3階集会室)
12日(木)・13日(金)		あきる野市中央公民館(3階集会室)
		瑞穂町民会館(ホール)

詳細は、受付場所の市町へお問い合わせください。

◎休日開庁

相談・受付日	時間	場所
2月22日(日)	【受付時間】午前8時30分～(提出は午後5時まで)	立川税務署(立川市緑町4-2立川地方合同庁舎3階)
3月1日(日)	【相談時間】午前9時～午後5時	

確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は青梅税務署でも3月16日(月)まで行っています(土・日・祝日は除く)。

◎公的年金等の確定申告等について

平成23年分以後、その年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その他の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は不要です。この場合も、医療費控除などによる、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。

◎給与所得の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

住民税の申告について

〈住民税(市・都民税)の申告が必要ない方〉

- ・所得税の確定申告をする方
- ・前年中の所得が1か所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合(給与支払者から市区町村に給与支払報告書を提出することは、地方税法により義務付けられていますが、ご不明な場合は勤務先の給与担当りにご確認ください。)
- ・1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下(65歳未満の方は105万円以下)の年金所得のみの方(ただし、扶養や寡婦等の控除を追加等する方、または遺族年金、障害年金など非課税年金

【青梅税務署の駐車場について】2月2日(月)～3月31日(火)の間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(緊急用車両及び障害者用車両は除く)。

【問合せ】青梅税務署総務課 ☎ 0428・22・3185